

## 厚生委員会会議録

平成22年9月24日(金)

(開会)10:00

(閉会)11:30

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第80号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第80号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。補正予算書の13ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出にそれぞれ1794千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2483万3千円と定めるものでございます。

16ページをお願いいたします。まず歳出でございますが、3款 諸支出金 1項 償還金 1目 償還金につきましては、平成21年度に概算で交付されておりました支払基金交付金及び国、県負担金が超過交付になりましたので、返還するため179万4千円を増額するものでございます。

その上段、歳入でございますが、いまご説明いたしました、返還金の財源として5款 繰越金を同額補正するものでございます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第80号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第81号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

「議案第81号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書17ページをお願いいたします。第1条において、保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1769万9千円追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ111億4561万1千円とするものであります。

21ページをお願いいたします。補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳入から説明をさせていただきます。8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金で前年度繰越金1769万9千円を計上するものです。この繰越金は、前年度に概算交付を受けておりました地域支援事業に係る交付金の精算額相当分を繰り越したものであります。

続きまして、5款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金の23節で、地域支援事業に係る支払基金交付金、国庫交付金及び県公金の精算による返還のため、繰越金と同額の合計1769万9千円を計上するものであります。

以上、簡単であります。補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第81号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第82号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第82号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の改正に伴いまして、今回、条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。お手元に配布しています議案資料の2ページをお願いいたします。第3条第2項第8号において、児童手当法第4条第1項第1号及び同項第2号で、各々父及び母の規定が設けられたため、文言の修正をするものでございます。

続きまして、同条第3項において施行令第4条第1項及び第2項に父及び母の規定が設けられたため、後段を削除するものでございます。なお、今回の改正による対象者に対する影響はございません。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

榆井委員

ひとり親ということで父の家庭が加わるということですが、この世帯数とかそれに関する金額とかが分かりますでしょうか。さらにこれとの絡みもあって、寡婦医療が今月いっぱい廃止になるというようなことになっていきますので、その世帯と影響金額等が分かればお願いします。

健康増進課長

いま手元に資料がございませんので、後ほど委員さんのほうには説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長

他に質疑ありませんか。

( なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第82号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第86号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

社会・障がい者福祉課長

議案第86号 財産の無償貸付けについて補足説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。

本案は、潁田病院運営の委譲に関して、本市が平成19年11月27日に医療法人博愛会と締結しました協定書に基づき、病院建替時に療育関連通所施設が併設されることに対しまして、当該施設の用地を博愛会に代わり施設を建設する株式会社療育振興プロジェクトに一定期間無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めます。

貸し付ける土地の所在地は、飯塚市口原1061番1の一部、別紙に位置図をつけておりますが、国道200号に接する角地の部分で、面積は834.11平方メートルとなっております。また、この土地の地番につきましては、議案の提出時点では分筆登記の手続き中でありましたので一部という表記をさせていただいておりますが、9月7日に登記が完了し1061番6という地番が確定いたしております。貸付の期間は平成22年10月1日から平成30年3月31日までで、これは博愛会と潁田病院の運営の委譲に関する協定に定める病院用地の無償貸付期間が、運営委譲日の平成20年4月1日から最長10年間としていることに準じたものでございます。また、貸付期間の終了後は、同協定により潁田病院敷を博愛会が時価で購入することとなっておりますので、本案に係る土地につきましても、これに合わせまして株式会社療育振興プロジェクトに同時期、同単価で購入していただくことにいたしております。貸付契約の相手方は、飯塚市柏の森748番地3、株式会社療育振興プロジェクト 代表取締役池 賢二郎でございます。なお、お手元に資料として本件に係る市有財産使用貸借契約書(案)をお配りしておりますが、内容の説明等につきましては省略をさせていただきます。

また、後先になりますが、療育関連通所施設の設置及び運営に関しまして、基本的な事項を定めた覚書を飯塚市及び医療法人博愛会、並びに博愛会に代わり施設を建設する会社及び施設を運営する運営主体との間で、本年9月1日付けで取り交わしておりますので、本日の本委員会でご報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

恐れ入りますが、この療育関連通所施設の開設に関して、経過と今後どういう見通しがあるのか、どういうタイムスケジュールで開設をするのか、説明していただけますか。

社会・障がい者福祉課長

現在までの協議の経緯といたしましては、今回の療育関連通所施設が、地域の中核的な施設となるよう可能な限り協議を行う必要がありましたので、平成20年2月から現在まで、概ね月に1回のペースで博愛会側と協議を進めてきております。その経緯の主なものといたしましては、協議を開始する時点では、博愛会が、市が求める療育施設としてのノウハウや人材を有しないことから、施設は専門の運営主体に賃貸して運営させる。施設の規模は約200平方メートル程度を考えている。また、運営主体からは適正な賃貸料を徴収するということが提示され、これに対し市といたしましては、療育総合センターのような規模や機能は無理でも、遠方まで通園している方が、身近に通園ができるよう重度心身障がい児についてもある程度対応ができること。また、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など専門スタッフにより一貫した療育が行えること。地域の中核的施設としての十分な設備と規模、約500平方メートル程度を市から提示いたしましたけれども、規模を有していることなどを求めて協議を開始いたして

おります。そのような中、博愛会が医療法人であるため、施設を運営主体に賃貸することは医療法上、不動産業と見なされ、出来ないことが県医療指導課から指摘があり、その対応について博愛会に代わり他の企業が施設を建設し、実施主体に賃貸することで協定書に定める療育関連通所施設併設の責務を果たしたいとの申し出が、博愛会のほうからありましたので、市といたしましても計画の実現には必要と判断し、その方向で現在まで協議を進めてきております。

また、協議の主な概要といたしましては、障がいを早期に発見し、身近な地域で早期から療育を開始することの重要性や当該療育施設に対する市民、特に障がい児をお持ちの保護者の方の期待の大きさなどを説明しながら、この施設の必要性や重要性の理解を求めてきております。個別的には地域の中核的施設としての規模や設備、専門スタッフの配置、施設の賃貸料、それから福岡県が委託事業として実施しております重症心身障害児者通園事業の受託、医療との連携などについて博愛会及び運営主体、並びに福岡県等と協議を進めた結果、この施設の必要性や重要性について一定のご理解を頂いてきております。

これまでの協議結果といたしましては、先程ご説明いたしました覚書の中で、土地・建物、運営主体、事業計画に関することを定めておりますが、その他の事項といたしましては、施設は病院と別棟で建設し、来年4月からの開設予定となっており、現在、最終設計に入っております。施設の概要といたしましては、軽量鉄骨、平屋建て、延床面積約437平方メートル、約130坪で、内容的にはリハビリ室、観察室、多目的室、個別相談室、言語聴覚室、静養室、シャワー室、その他事務室や職員用の休憩室などが配置される予定となっております。

今後の方針につきましては、潁田病院に併設される療育関連通所施設を、療育に関する地域の中核的施設として、いかに効果的・効率的に運営していくかが重要と考えております。このようなことから今後は、現在、保健センターが保育所等で行っております臨床心理士による巡回相談、また教育委員会のスクールカウンセラー制度による相談業務として、発達障がいなど障がい者の早期発見等に対して各部署が行う取り組みを、いかに円滑に早期の段階で、この施設を通して治療や訓練に結びつけるかが重要なものと考えております。内部的におきましては、身近な相談窓口として療育を専門とする支援センターを、2市1町の委託事業として当該施設に委託する計画としており、運営主体と関係各課との実務者レベルでの調整会議、専門研修などを開いて、今後更に進めていく必要があると考えております。また、外部的にも医療機関、県の専門機関、療育総合センター等と連携を図り、取り組んでいく必要があると考えております。

楡井委員

それで今回、施設敷きを貸し付けることになるわけですがけれども、その施設敷きを貸し付けなければならなくなった理由を説明してください。

社会・障がい者福祉課長

潁田病院に係る土地につきましては、博愛会と締結しております協定書により運営委譲の日から最長10年間は無償で貸与し、その後は時価で購入していただくことにいたしており、病院建物に併設される療育関連通所施設も同じ取り扱いとなっております。しかしながら、法律上の問題により博愛会に代わり別会社が療育施設を建設し、運営主体に賃貸することとしたため、博愛会との協定書に定める病院に係る土地から分離する必要があるため、療育関連通所施設の建設用地については、着工前にできれば購入していただきたいということで協議を進めておりましたが、潁田病院用地全体を貸付期間満了後の平成30年3月までには博愛会側へ売却すること、また、博愛会側も予定規模を上回る療育施設の建設や来年度中に予定されております病院建替え、このようなことから財政的にも厳しいとのこと、以上のことから協議を進めた結果、博愛会に代わり療育施設を建設することとなった別会社につきましても、病院用地と同じ条件で取り扱うこととしたものでございます。

委員長

他に質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第86号 財産の無償貸付け(療育関連通所施設敷)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「認定第18号 平成21年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「認定第18号 平成21年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の補足説明をいたします。決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収入のほうからご説明いたします。第1款 病院事業収益 第1項 医業収益につきましては、その主なものといたしまして、普通交付税病床分及び特別交付税救急病院分相当額の一般会計からの負担金で、決算額は当初予算額と同額の1億3315万円となっております。第2項 医業外収益につきましては、病院事業債利息のうち交付税措置分の一般会計補助金、病院事業債及び合併特例債指定管理者負担分等で、決算額456万4686円となっております。第3項 特別利益につきましては、平成21年度12月補正予算で計上いたしました過年度損益修正益で、決算額1295万6182円となっております。

続きまして、支出についてご説明させていただきます。第1款 病院事業費用 第1項 医業費用につきましては、病院管理運営交付金1億3315万円、減価償却費4850万5千円で、決算額が1億8168万4442円となっております。第2項 医業外費用につきましては病院事業債償還利息、市立病院管理運営協議会費用等で、予算額443万9千円に対しまして、決算額は約418万4千円となっており、25万5千円の不用額が出ております。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款 資本的収入 第1項 繰入金につきましては、病院事業債償還元金に対する交付税措置分を一般会計から繰入れるものでございます。決算額は508万1448円となっております。第2項 納付金につきましては、平成21年度12月補正で繰入金から納付金に組み替えたものでございまして、病院事業債償還元金のうち一般会計繰入金を除いた協会負担分でございます。決算額は1750万2766円となっております。

支出について説明いたします。第1款 資本的支出 第1項 企業債償還元金につきましては、病院事業債償還元金でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。平成21年度の収益につきましては、ページの下のほうの右側になりますが、当年度純損失は3519万7327円となり、前年度繰越欠損金が6465万4226円だったことから、当年度未処理欠損金は9985万1553円となっております。以下4ページから7ページまでを剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、8ページからは決算附属書といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしております。

以上で簡単ではありますが、決算の概要説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けしたいと思います。資料要求はありません。

んか。

楡井委員

順番はばらばらになると思いますけど、よろしくをお願いします。1つは医師の充足状況です。それから2つ目が患者の推移状況、それから医師との絡みがありますけど、スタッフの推移ですね。看護師さんとかレントゲン技師とか、そういう業種別をお願いします。それから病院の収支が分かればをお願いします。それから企業債の残高の推移ですね。最後に管理運営委員会の開催状況と議事録をお願いします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま楡井委員から要求がっております資料は提出できますか。健康増進課長  
提出できます。

委員長

お諮りいたします。ただいま楡井委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。なお、資料については準備ができ次第、事務局より各委員へお知らせいたします。

お諮りいたします。本案は慎重を期して閉会中に審査するというので、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「療育関連通所施設併設に関する『覚書』について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

先ほど議案の審査の中でも若干ご説明いたしましたけど、今回、潁田病院に併設されます療育関連通所施設について、当初の博愛会との協定書から若干内容が変化いたしておりますので、今回の療育施設の建設に関する関係者といたしまして、飯塚市、医療法人博愛会それから施設を博愛会に代わり建設し、運営主体に賃貸する株式会社療育振興プロジェクト及び施設を専門の運営主体として運営する特定非営利活動法人ピースの4者間で、博愛会との協定に定める療育関連通所施設の併設について療育関連の設置に関する覚書を、本年9月1日で取り交わしております。覚書の内容につきましては、お手元にお配りしていると思いますが、各内容につきましては、施設に係る土地、建物の取り扱い、事業計画等を記載いたしております。内容につきましては省略させていただきたいと思いますが、これに基づき先ほども説明しましたとおり、本年10月に着工し、来年2月末の完成、4月に開設を予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「福祉のつどいの一本化等について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「福祉のつどい」につきましては、合併後も飯塚、庄内及び筑穂の各地区で開催いたしてお

りましたが、今年度から会場を1カ所とし、またこれまで飯塚地区だけで同時に開催しておりました「みんなの健康展」とあわせて、飯塚、庄内及び筑穂の3地区の輪番により開催することといたしております。これは平成18年度の福祉のつどい実行委員会の反省会の中で、従事者等の減少により従来どおりの開催が難しいと関係団体からの意見が出されまして、平成19年度から各地区の実行委員会及び代表者からなる代表者会議で、一本化について協議を進めてまいりました。その結果、平成22年度から会場を1カ所として、3地区の持ち回り方式により順次開催することといたしております。これによりまして、各地域の特徴を生かしながら地域間の交流及び情報交換等を促進し、またこれまで飯塚地区以外では開催しておりませんでした「みんなの健康展」を飯塚、庄内及び筑穂の各地区で「福祉のつどい」とあわせて、同じく輪番で開催することにより、健康づくりへの啓発促進をより多くの市民の方に広げてまいりたいと考えております。なお、本年度につきましては、飯塚地区でコスモスコモン広場及びコミュニティセンターで、10月24日の日曜日に開催する予定といたしており、また来年度の開催地につきましては、今年度の行動開催以降の反省会等において、参加団体及び地域の方の意見等を聞きながら決定してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯塚市公立保育所運営検討委員会答申について」報告を求めます。

保育課長

公立保育所運営検討委員会におきまして、「飯塚市公立保育所のあり方について」の答申書がまとめられましたので、去る9月13日に委員長から市長へ答申がなされております。その内容につきまして、ご報告させていただきます。

お配りしております答申書の1ページをお願いいたします。「はじめに」といたしまして、ここでは、本年2月26日にまとめられました「飯塚市就学前の子どもに関する教育と保育のあり方について」の提言に基づき、本年4月に市長から「公立保育所民営化等の実施計画について」諮問を受け、慎重審議の上、検討委員会としての意見を取りまとめ、報告に至ったという内容となっております。

資料の2ページをお願いいたします。公立保育所の状況としまして、本年4月1日現在の各地区ごとの保育所、定員について整理されております。なお、それぞれの公立保育所には、設置された当時の歴史的背景がございます。更に子育てに悩む親の育児相談や地域の高齢者との世代間交流、障がいやアレルギーも含めた配慮が必要な児童への対応と充実した療育相談、人権教育やいのちの教育を推進する拠点といたしまして楽市、筑穂、赤坂保育所においては、家庭支援事業を実施するなど、それぞれの役割がございます。これらのことを踏まえながら各保育所の役割・特色を活かし、保育サービスの質と量の向上に取り組んでおります。

次に、民営化・統廃合施設選定にあたっての基本方針では、本年2月26日の提言等に基づき、民営化・統廃合すべき施設の選定にあたっての基本方針が示されております。まず、1. 維持・継続すべき施設の選定につきましては、公立保育所12施設のうち、筑穂、庄内及び額田地区に配置されております各施設は、各地区の子育て拠点施設として維持・継続させるとし、そのほかに公立保育所として維持・継続させる施設は、今後、飯塚及び穂波地区に配置されている施設の中から選定していくこととされております。

次に、2. 民営化・統廃合施設の選定地区につきましては、現在、複数の公立保育所が配置されております飯塚及び穂波地区の中から選定していくこととされ、その手順としましては、3. 民営化・統廃合施設の選定手順に記載されておりますように、まず、統廃合することが望

ましい施設を飯塚・穂波地区の各地区からそれぞれ選定することとされております。その上で、3ページの4. 民営化すべき施設選定の対象地区としましては、過去に民営化若しくは統廃合をした施設がない穂波地区の中から、民営化対象施設を選定するというふうにまとめられております。以上のような基本方針に基づき、1. 統廃合対象施設の選定について意見がまとめられております。まず、基本的な考え方としましては、四角で囲った部分でございますが、統廃合すべき施設は飯塚・穂波地区の各地区からそれぞれ2施設を選定することとし、選定にあたっては、主に1から4までの9項目により検討を進めることとされております。これにより、2. 統廃合対象施設としては、飯塚地区では菰田、徳前保育所を、また、穂波地区では楽市、平恒保育所をそれぞれ統廃合すべき施設として選定されております。3. 統廃合の実施時期につきましては、新たな施設整備地の確保や、現在策定が進められております飯塚市立小学校・中学校再編整備計画等との調整も必要になってくると思われることから、今後の検討課題とされております。

次に、4ページをお願いします。1. 民営化対象施設の選定でございますが、選定にあたっての基本的な考え方としまして、四角で囲った部分ですが、過去に民営化若しくは統廃合をした施設がない穂波地区の施設の中から、先ほどの統廃合対象施設を除いた枝国保育所又は津原保育所の、いずれかの施設を民営化対象施設とするとしまして、主に1から4までの16項目により検討を進めることとされております。これにより、2. 民営化対象施設としては、津原保育所を民営化すべき施設として選定されております。5ページをお願いいたします。3. 民営化の時期としましては、保護者や地域住民等の理解や移譲先法人による受入体制の確保が必要になることから、平成24年4月1日からすべきとされております。次に4. 民営化の手法としましては、先の提言書に示されておりますとおり、機能性・効率性が発揮できる運営を可能とするため民設民営を基本とするとされております。5. 今後の検討にあたってでは、今後の公立保育所の民営化・統廃合の検討を進めるにあたりましては、現在、国において検討が進められております、子ども・子育て新システムに係る国の動向等を踏まえながら、慎重に進めていく必要があるというふうにまとめられております。以上が答申の主な内容でございます。6ページ以降につきましては、主な検討資料が添付されておりますが、内容の説明については省略させていただきます。なお、今後のスケジュールといたしまして、津原保育所の民営化に関しまして、12月議会には飯塚市立保育所条例の一部改正議案を上程させていただきたいと考えております。

以上で「飯塚市公立保育所運営検討委員会答申について」の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

将来的に公立保育所は、最低でも5施設を今後も維持継続するということですよ、将来的には。ということで統廃合するところは、飯塚地区においては菰田・徳前、これを統廃合して1つ作るということですよ。穂波では楽市と平恒を一緒にして1つ作ると。飯塚はいま公立保育所が5つあって、この5つを1つ統廃合、菰田と徳前をして、新しくしてしまうと、すると残りの3つは、将来的には民営化で考えていくというふう理解していいんですか。

保育課長

基本的にはさきの提言の中にもありましたように、飯塚地区においては拠点となる施設を5つ残すということで、いま委員ご質問のとおり、飯塚地区においてはそういうふうな3つ残るという形になりますが、基本的には民営化、場合によっては最低5というふうになっておりますので、条件等によっては残る可能性もあろうかというふうに思っております。

道祖委員

だから文章の書き方が、飯塚市全体で、端的に言えば1市4町の中で各地区に1つずつ残し



ますよということでしょう。であるならば、例えば旧飯塚でいま5つある施設は、1つしか残らないってということでしょう、単純に言えば。だから残りの施設は統廃合するかしないか、それは構わないけど、1つだけ残してあとは民営化という方針なのかどうなのかということなんですよ。

児童社会福祉部長

基本的にいま委員の言われているとおりなんですけど、飯塚でまいりますと相田保育所、幸袋保育所、鎮西保育所というのがありますけど、この3つについて協議を進める中で、例えば相田保育所にしますと学校敷きにあります。それで学校敷きの中で、あと教育委員会との協議の中で、民営化ができるかどうかとか、鎮西保育所なども公民館敷きにありますけど、そういうのがクリアーできることであれば、うちとしては民営化していきたいというように考えております。

道祖委員

部長のご答弁ですけれど、考え方を整理しますと、いろいろな諸事情があるけれど、市としては民営化でやるということに理解していいということですね。

児童社会福祉部長

いま申しましたように民営化を進めていきたいのですけど、相田保育所につきましては教育委員会といま若干打ち合わせしています。うちのほうは民営化を進めていきたいんですけど、教育委員会としては、伊岐須小学校の入り口は車の出入りが多いというような面もありますので、協議はしていますけど、そこら辺の問題が出ております。

道祖委員

今後、幼保一体の問題が出てくるから、この問題も整備して国のほうではっきりした方向性を出さないといけないとは思いますが、それとリンクしてくるとは思いますけれど、基本的にはやはり諸問題が片付けば民営化というふうにすべきだと、私は基本的に思っているんです。保育所をなくすことに私は反対なんです。それだけは言っときます。だから統廃合することがいいのかどうかというのは、あなた方はしたほうがいいと言ってますけど、これは改めてお尋ねしますけれども、なんでここを統廃合しなくちゃいけないのかが、私はよく分からないんです。できれば各地区に、働く者の立場からすれば、各地区にやはり保育所っていうのはあったほうが、通勤時に子どもを預けるためには、そちらのほうがいいなというふうに思ってるんですけども、統廃合することによって定数が削減になるとか、そういうことについては、私は基本的にはいまの時点では、将来の動態がよく見えてないからあれですけど、基本的には私は保育所を減らすことは反対なんです。言っときますけど。ただ民営化することについては賛成なんです。その意見を言って終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

保育所をめぐる最近いろいろ国のほうの動きがかなり出できています。それでいま道祖委員も言われてましたけど、幼保一体というようなこともあるんですけど、まだ保育所についての新システムというのは、どういうことなのか改めて、勉強の意味も含めてお聞きしたいというふうに思います。まずその新システムというのは、どういうことをやろうとしているのか、平成25年から実施というようなことが課長のほうから説明があったようですから、その説明を分かりやすくしてください。

保育課長

子ども子育て新システムの概要でございますが、子ども子育て新システム検討会議というのが国のほうでございますして、その中で基本的な方向が示されまして、6月29日に要綱等が策定されております。要綱の中でも子ども子育て新システムは、すべての子どもへの良質な生育

環境を保障し、子どもを大切に作る社会ということで、大きく4つの社会を実現することを目的に、子ども子育てを社会全体で支援していこうという制度の構築を目指すものでございます。内容でございますが、実施主体は市町村で、新システムに関するすべての子ども子育て関連の国庫補助金や、同種拠出金等からなる財源を一元化しまして、市町村に交付する仕組みということで、いま仮称でございますが、子ども子育て包括交付金というのが導入される見込みになっております。給付内容につきましては2種類ございますが、すべての子ども子育てを対象とした子ども手当などの基礎的な給付と、幼保一元化給付ということで子ども園への給付など家庭と仕事の両立支援、保育教育のための給付といったものが主な内容でございます。内容の中で幼保一体化は幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払い、保育にかける要件などがなくなって、新たな指針に基づいて幼児教育と保育をともに提供することも園、仮称でございますが、これを一本化するというふうな内容になっております。そのため幼稚園教育要領と保育所保育指針とを統合しまして、小学校学習指導要領等の整合性・一貫性を確保しながら、新たに国のほうで子ども指針、新たなものを創設するという内容になっております。国においてもこういうものを包括的に、また一元的に提供するというので、子ども家庭省の創設に向けた検討がいま行われております。法定としましては、先ほど質問者が言われましたように、平成23年度の通常国会に法案として提出され、25年度の本格施行を段階的に実施していくというふうな内容になっております。いま長々と言いましたが、要約しますと、いままで国のほうで事業ごとに所管や制度、財源がさまざまに分かれていた現在の子ども子育てに対する支援策を再編して、幼保一体化を含め制度、財源、給付について包括的に、一元的に制度を構築するというふうな内容でございます。

楡井委員

いま説明されたんですけど、新システムに限ってお聞きしたんですけど、いま幼保一体のところまで踏み込んだ説明があっているような状況ですが、新システムが実施されるということになったら、どうなるんですか。これを実施するとして、実施された場合の保護者、それから飯塚市、保育園といいますが保育所といいますが、それぞれどういうふうなことになるのか、説明していただけますか。

保育課長

いま国のほうで示されています部分は、不透明な部分が多いわけなんですけど、想定的になってくるかとは思いますが、まず国のほうでは省庁が先ほど言いましたように、子ども家庭省というふうな省庁が担ってくるんです。いま文部科学省と厚生労働省と2つの国の窓口があるわけでございますが、当然市においてもその辺で幼稚園と保育所の垣根がなくなるわけでございますので、市においても先の議会の中でも答弁いたしましたけど、新しい教育委員会と市長部局との部局の検討、一元化するための検討というのがなされてくると、受け皿としてなるというふうに考えています。そしてまたこれもまだはっきりした内容ではございませんが、保育所と幼稚園が一体化したとき、一体となって一本化するわけでございますが、そうなったときに、例えば申し込み等についても認定については市のほうでやっていくというふうな形になりますけど、申し込みについては保護者本人が直接、各幼稚園、子ども園に出向いて申し込みをしていくというふうな形になるようなことも想定されております。国の役割につきましては、先ほども申し上げましたけれど、新システムのこの制度設計に伴う市町村への子どもと子育て包括交付金という形で交付を円滑に進めていくこととなり、その支援を行うことを役割としていきます。県は市町村の業務に関する調整や、情報提供など市町村における制度の円滑な運営と、県におきます独自の子ども子育て支援策を主体的に行っていくのが役目となっていきます。市町村におきましてはこの国、県と連携して給付の配分、先ほど言いましたように2種類の給付内容が示されておりますが、そういう給付メニュー等を地域の実情に応じた給付設計を行いながら必要な子どもにサービス、給付を保証する責務を国がいま示しております。この中には国が

示した5つの責務がございます。そしてまたこういう責務のもとに、市民に対しまして新システムのサービス給付を提供、確保することとなっております。

楡井委員

まだはっきりした方針が出てないということでしょう。その結果だと思んですけど、説明がなかなか分かりにくい状況があるんですね。それで幼稚園と保育園を一体化するという話で言えば、将来この飯塚市でも実施するというような方向で、そういう予定なんですか。

保育課長

幼保一体化のことだというふうに思いますけど、国のほうの指針が示されましたら当然国からの交付金等がそのような形で流れてきますので、市としてもそういう対応策を、今後考えていく必要があるというふうに考えております。

楡井委員

答申書に関連して、いまのやつを踏まえつつなんですけれども、いま言いました新システムを幼保一体化並びに認定こども園、これとの関係で今度の答申書はどういう関連になってるんですか。

保育課長

今回の新システムについては、当然今後考慮すべきことなんですけど、認定こども園につきましては、全国的に国の施策としては平成24年までに2,000カ所増やすというふうなことで考えておりましたが、これについてはやはり事務的に、それから会計的な処理について煩雑な部分があるということで、結果的には全国で532カ所しか普及してないというのが現状でございます。飯塚市においては、認定こども園についてはまだ普及はしておりません。それで今後こういうふうなことを含めながら国の動向を踏まえて、この答申に基づく民営化あるいは統廃合、今後市の保育所として運営していくにあたりましては、十分考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

楡井委員

答申書が先ほど言った新システムや幼保一体化に対応するものに、まだなっていないんじゃないかというふうに思うんです。まだ時期がそういう時期なのかとも思いますけれどもね。将来を見通した答申ということではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

保育課長

質問者言われますように、今後にあたりましてはいま国のほうの内容が不透明でございますので、いまここで具体的にこの民営化、統廃合の関連を具体的な示し方ができない状況でございますので、最後のほうに書いていましたように、国の動向を踏まえながら慎重に進めていきたいというふうに考えております。

楡井委員

この答申は4月から5回検討されてきたというふうな書いてあるんですけど、発議をした責任というのは誰が持っておられるんですか。

保育課長

冒頭にご説明いたしましたけど、市長から検討委員会のほうに諮問をいたしまして、そして検討委員会としての答申という形でなされております。

楡井委員

市長から発議、諮問というふうなことでありますけれども、穂波では平恒と楽市保育所が統合されるという案、さらには津原保育所が民営化と、津原保育所の民営化のスケジュールは別紙で出されているという状況があります。楽市と平恒の統合はまだ時期がはっきりしてないようなんですけれども、そういう状況の中で、きのうの一般質問の中でもお伺いしましたけれど、小中一貫校方式の説明会の際は、この保育所に関連したことについては未検討、まだ検討していないということで説明がなかったんですよ。先ほどの当初の説明の中では、若干というお言葉は

ありましたけれども、既に教育委員会のほうと検討が進んでいるという説明でもあったと思うんです。この平恒と楽市の保育所を統合するというのも、いま小学校がそういう状況になってきてるわけですから、非常にこれ関連して大きな問題だと思うんです。その点で保育課並びに児童福祉部のほうとしては、この点はどんなふうを考えてきたのかなというふうにお聞きしたいんですけど。

保育課長

小中学校の学校再編計画との絡みについてだと思いますが、いままでは教育委員会、特に学校教育、学校再編室と子どもと事務局レベルというか、所管同士の意見交換をやってきております。その中で今回答申が出ましたので、今後はその内部的な学校再編の推進委員会がございりますが、関係各課の推進委員会の中に、うちのほうも加わりながらですね、やっていくということで方向づけがなされております。

楡井委員

いまの説明を別の言葉で言えば、答申が出てなかったから説明しなかったんだというようなふうにも聞こえるんです。それで学校再編の担当課ですか、あそこで言えば、小学校・中学校一貫校にした場合、大体2万8千から3万平方メートルの広さがあるというふうに説明があって、その一部に楽市保育所の敷地も入っているというふうに説明があったんです。それでその楽市保育所の現在の面積は、どのくらいあるんですか。

保育課長

楽市保育所の面積につきましては、敷地面積が2,266.48平方メートルで、建物面積が665.92平方メートルでございます。

楡井委員

敷地が2,260余りということ言えば、これをどうするかということになれば、学校再編のほうの必要面積との関連も出てくると思うんですね。当然そうなってくると、事務局レベルでの話し合いという状況の中で、一定の説明があって然るべきじゃないかというふうに思います。平恒保育所に関して言えば、もう随分長い状況で事前の説明をお聞きしたところによると、水洗便所でない、ただ1つの保育所だということですから、どうしても改築しなければならない、また駐車スペースがないので送り迎えが混雑するというのもあったんですけども、それだけが今回の平恒保育所を楽市保育所と総合しなければならない理由なんですか。

保育課長

統廃合の理由につきましては、公立保育所の中には建築後かなりの年数が経っておりまして、改築または大規模改修も実施されていないという状況もございます。そういった中で先ほど委員言われましたように、平恒保育所等については、やはり施設的に、トイレについても不備とございますか、いまだ水洗になっていないというふうな状況がございまして。そういった施設等の老朽化等も考えながら、老朽化だけの進行だけでなく、当初から想定しています保護者のニーズ等もいろいろ変化しておりますので、市全体の保育需要ということに即して、総合的に判断しながら保育運営等、適切な保育所の配置ということで検討を進めているところでございます。

楡井委員

保育の定数の関係ですけど、楽市と平恒が現在は90と60ということで、150の定数なんです。それで穂波では定数90を超えるようなケースの保育園を持ったことがないんです。そういう意味では、倍とは言いませんけれども、相当大きな保育所ができるということになるわけです。その子どもさんたちを含めて、対応が大変になってくるんじゃないかと、そのように大きな660ぐらいの建物では当然間に合わない。それから敷地も2,200ぐらいでは間に合わないというような状況になってくると、全然別のところに建て替えなければならないということになると、平恒で言えば小学校はなくなり、保育園はなくなりという状況も生まれてくる可能性も含んでいるということになりますので、こういう問題をなぜ事前に保護者や関係

者に説明がないのかという点については不信を持ちます。その点いかがですか。

児童社会福祉部長

委員のほうから説明がないのかということですが、これは答申でございますので、まず先ほどからの件になりますけれど、平恒保育所におきましては委員知ってあるとおり、駐車場スペースも全然ありませんし、老朽化しているということで、まず平恒保育所はあの場所から継続しているのは、結構難しいのではないかと、それで平恒と楽市を統合して、新たな保育所をつくっていこうということしております。それでご説明がないのかというのは、場所もはっきりまだ決まっていないうちで、答申として出ておりますので、これはこういう答申が出たということでございますので、ご理解をよろしくお願いします。

委員長

他に質疑ありませんか。

田中廣文委員

保育所の問題でございますが、「はじめに」ということから入ってですね、いろいろ見せていただいたんですけども、特に楽市保育所、それから庄内の赤坂保育所、筑穂の筑穂保育所、この3つの保育所はどういう趣旨で建てられたか、お願いします。

保育課長

いまの3保育所につきましての設置されました背景については、同和保育所として設置されたというふうに認識しております。

田中廣文委員

その内容がこの中には何にも出てない。そのことも含めて審議はされなかったんですか。

保育課長

内容についてはここには記載されておりましたが、委員等にその辺についてはご説明いたしております。今後、いま言われております保育所の役割ということについては、私ども重々認識しておりますので、いまの3保育所においては、支援の必要な子どもたちについて家庭支援事業等を行っております。このことについても先ほど説明しましたように、継続的にやっていこうということも考えております。今後、答申に基づいて、この答申書を尊重しながら、皆様方のご意見を伺いながら、市としての最終的な方針決定ということについて取り組んでいきたいというふうに考えております。

田中廣文委員

説明はされたのに、答申がすべて物語ってないというところに、私は不信感を持つわけです。1969年以降の同和对策特別措置法の中でこれは建てられてきた。例えば今度穂波地区では平恒と楽市が合併する、そして建て替えるをすといったときに、どういう位置づけになるのか、そういうことも私は全然分らん。この中にそれがまるっきり入ってないということに、私はものすごい憤りを感じている。そうでしょう。歴史的とかいろいろ言われました。最終的には人権という立場も言われた。しかしそのことさえ一言も入っていない。歴史的背景があるでしょう。どういうことですか。

児童社会福祉部長

いま委員ご指摘のように、これについて審議した中で、ハード的なところ、民営化するところ、統合するところを基本的にやってきた中で、いままでしていた事業、楽市保育所と平恒保育所を統合いたしますけれど、楽市保育所は同和保育所とした歴史がありまして、その中で家庭支援を含んだ中で人権保育の拠点としてやっています。いま委員言われますように、これについて、またこれから楽市保育所と平恒保育所を統合した中で、これからどうやっていくのかと、私どもは今の人権保育を拠点とした中で、家庭支援を含めてやっていきますけど、それについて一切書いてないじゃないかということでございます。これについて今は答申として出ておりますけど、その中のソフト的なこともすべていろいろこれから保護者の説明会があり

ますので、そういうことを含めた中で飯塚市としての考え方を打ち出したいと思いますので、ご理解をよろしく願いいたします。

田中廣文委員

飯塚市であなた達がそういう説明をするということじゃなしに、この検討委員会の人たちがそのこと自体を出してないということに、私は憤りを感じているわけです。何でそういうふうにならないんですか。あなた達の説明がなくてなかったということしか言えませんよ。全然入ってないじゃないですか。温存するとか、そういうことじゃないじゃないですか。こういう同和教育をするから差別を温存するということは、あなた達の考え方ももしれない。しかし今まで歴史的経過から見て、ここまで同和教育を進めてきたことによって障がい者問題、高齢者問題、子どもの問題、いろんな問題を解決してきたじゃないですか。それは人の意見は人の意見、私の意見は私の意見、それを取り組んできたのは市じゃないですか。違いますか。そのことを辞めるんですか。どうですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

児童社会福祉部長

大変申し訳ありません。いま委員のご質問の件ですけど、今後は公立保育所検討委員会を再度開いた中で、いまのソフト的なこと、歴史的なことについてご説明しておりますけど、再度、家庭支援の話など内容について説明していきたいと思います。そしてこれは申し訳ありませんけれども、これは答申でありますので、飯塚市として再度ソフト的なことも含めて示したいと思います。それと当然保護者説明会、また地域の説明会の中には、そういうソフト的なことを含めた中でご説明を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしく願いします

委員長

他に質疑ありませんか。

( な し )

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「シルバーショップふれあいの開店について」報告を求めます。

高齢者支援課長

飯塚市シルバー人材センターのシルバーショップふれあいの開店について報告いたします。飯塚市シルバー人材センターでは、飯塚本町商店街に会員の働く機会の確保、生きがいづくりと商店街の活性化につながるようにと、シルバーショップふれあいを9月10日開店されました。シルバーショップふれあいの場所は福岡銀行本町支店の隣で、営業は午前10時から午後5時まで、定休日は水曜日と日曜日となっています。事業の内容は、商店街の買い物客の休憩所としてお茶の無料提供、コーヒーやたこ焼きなどの軽食コーナー及び会員手作りの農産物加工品と手工芸品の販売となっております。本町の通りには、休憩所がなかったことから高齢者の方に大変好評で、たくさんの方が立ち寄られているとのことです。

また、会員が育てられたカブトムシの幼虫を市内の保育所の園児に配られ大変喜ばれたことから、開店当日は徳前保育所と枝国保育所の園児がお礼を兼ねました手作りによるお祝いの壁掛けを贈るため訪れています。今後も商店街に訪れていただく方たちが増えるようにと取り組みをされていくとのことです。以上簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

柴田委員

先日伺いまして、大変いい場所に、またいい取り組みをなされたなというふうに感謝の想いで伺いました。このときに先ほどもおっしゃいましたが、水曜日と日曜日が休みになるということで、日曜日は商店街に行こうかという方がいらっしゃる状況の中で、どうして日曜日をお休みにされたのか。働きたい方がたくさんいらっしゃるんですね。だからシルバー人材センターにはたくさん働きたい方がいらっしゃいますので、人間的に揃うはずなんですが、どうして日曜日をお休みにされたのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

営業日につきましては、なぜ日曜日かというところまでは、詳しくはお尋ねしておりません。申し訳ありません。

柴田委員

これは要望としてお伝えしていただきたいと思います。商店街を活性化させようと思ったら日曜日はぜひ開けるべきではないかと思いますが、不思議だなとそのことは思って帰りました。そしてまた幾つも店舗が空いているということは、いま60代過ぎの方々、退職された方々が、月に何千円でもいいから働きたいという方、特に女性の方が多くいらっしゃいます。ぜひそういうシルバー人材センターの後押しをしていただいて、また別にお店が一つ二つ開けば、にぎやかになっていくんじゃないかなと思いますので、その点どうかシルバー人材センターのほうに日曜日の件も含めて、お伝えしていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、飯塚市立病院における「しみ」「くすみ」「赤ら顔」「毛細血管拡張」「単純性血管腫」等の治療について報告を求めます。

健康増進課長

飯塚市立病院におきまして、しみ、くすみ、赤ら顔、毛細血管拡張、単純性血管種等の診療報酬によらない専門的治療を10月1日から行うことといたしております。飯塚市立病院は、今年4月から皮膚科を新たに標榜し、皮膚疾患のある方に対して治療を行っているところですが、診療報酬の対象とならない、肌にトラブルがある方の治療相談が多く寄せられているところでございます。肌にトラブルのある方は、精神的な苦痛を感じており、この苦痛から開放することにより、すこやかな生活を取り戻す一助と考えられます。この専門的治療を行っている公立病院としましては、県内では九州大学病院、市町村立病院では県外でございますが、静岡県の子立島田市民病院、焼津市立総合病院がございます。飯塚市立病院におきましては、この専門的治療を行うことにより、相対的な患者の増加による収益を見込んでおります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。